

○障害者手帳及び手当事務等について

愛知県福祉局福祉部障害福祉課 医療・給付グループ

1 障害者手帳について

手帳の申請窓口は市町村役場です。

手帳は、各種の福祉サービスを受けるために、障害がある事を証明するものです。

(1) 手帳の種類

ア 身体障害者手帳（根拠：身体障害福祉法）

1級～6級（肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は6級とする。）

- ①視覚障害
- ②聴覚又は平衡機能の障害
- ③音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害
- ④肢体不自由
- ⑤内部障害（心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害（ぼうこう又は直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害））

イ 療育手帳（根拠：「療育手帳制度について」厚生事務次官通知）

A：IQおおむね 35 以下（1級～3級に該当する身体障害者にあつては IQ おおむね 50 以下）

B：Aに該当する者を除き、IQ おおむね 50 以下のもの

C：A及びBに該当しないもの（IQ75 以下）

- ①知的障害者

※都道府県、指定都市により名称、等級区分が異なる

ウ 精神障害者保健福祉手帳（根拠：精神保健及び精神障害者福祉に関する法律）

(2) 各手帳の手続きの流れ（名古屋市及び中核市は一部異なることがあります）

ア 身体障害者手帳

- ①本人（保護者）から市町村役場に申請

＜申請に必要な書類等＞

- 身体障害者手帳交付申請書
- 身体障害者指定医の意見を付した診断書
- 写真（上半身・正面・脱帽・1年以内のもの・縦4cm×横3cm）
- 印鑑（自署の場合は不要）
- 個人番号（マイナンバー）の番号確認及び身元確認ができる書類

②市町村役場から中央、西三河、東三河児童・障害者相談センターに送付

③判定の結果、該当する方に手帳を交付

※判定困難なケースについては、愛知県社会福祉審議会（身体障害者福祉専門分科会審査部会：2か月に1回開催）に諮問のうえ決定します。

イ 療育手帳

①本人（保護者）から市町村役場に申請

＜申請に必要な書類等＞

○療育手帳交付申請書

○写真（上半身・正面・脱帽・縦4cm×横3cm）

○印鑑（自署の場合は不要）

○個人番号（マイナンバー）の番号確認及び身元確認ができる書類

②市町村役場から児童・障害者相談センター（18歳以上）又は児童相談センター（18歳未満）に送付

※一部の市町村では、18歳未満の方についても児童・障害者相談センターが所管

③判定の結果、該当する方に手帳を発行

ウ 精神障害者保健福祉手帳

2 特別児童扶養手当について（根拠：特別児童扶養手当等の支給に関する法律）

(1) 対象者

20歳未満の障害児を監護又は養育されている方（父又は母以外の者が養育している場合対象児と同居し、かつ、その生計を維持していること。）

※障害児とは、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表3に該当する者で、障害の状態により1級と2級に区分けされます。

1級：IQ35以下程度若しくは身体障害1～2級程度の方又は、同程度の障害若しくは病状を有する方

2級：IQ50以下程度若しくは身体障害3級（4級の一部含む）程度の方又は、同程度の障害若しくは病状を有する方

※以下の者は対象になりません。

- ・障害児が日本国内に住所を有しないとき
- ・障害を支給事由とする年金たる給付（障害基礎年金、障害年金等）で、政令で定めるものを現に受給する者
- ・当該父母等が、日本国内に住所を有しないとき
- ・障害児が児童福祉施設等に入所したとき

(2) 手当額

1級：月 55,350 円（R6.4月分から変更）

2級：月 36,860 円（R6.4月分から変更）

(3) 事務手続きの流れ

① 申請者は市町村役場に認定請求書等を提出

＜申請に必要な書類＞

- 認定請求書
- 戸籍謄本（抄本）
- 世帯全員の住民票写し（番号法の規定による情報照会により、原則省略可能）
- 課税証明書（番号法の規定による情報照会により、原則省略可能）
- 障害認定診断書（障害別、省略できる場合がある）等

② 市町村役場は請求にかかる事実を審査し、認定機関（県福祉相談センター）に進達し認定を受けます。

(4) 支給時期

- ・ 定期払い（前月までの4か月分を支給）⇒4月、8月、12(11)月
- ・ 随時払い（死亡・転出等喪失に伴う前月までの未払い分を支給）⇒毎月

(5) 留意事項

- ・ 所得制限があります。
- ・ 障害の状態により認定期間（1～3年間）が定められています。（一部を除く）
- ・ 名古屋市を除く市町村分は県福祉相談センターで認定事務を行います。

3 特別障害者手当等について

(1) 「特別障害者手当等」とは・・・

- ・ 特別障害者手当
- ・ 障害児福祉手当
- ・ 経過的福祉手当

上記3つの手当の総称です。

【目的】

障害者の所得補償の一環。

在宅の特別障害者に対し、著しく重度の障害によって生ずる特別な負担の軽減を図る一助として、手当を支給することにより、特別障害者の福祉の増進を図ることを目的としています。

【経緯】

従前、在宅の重度障害者に対して、国の制度として福祉手当制度が存在していたが、昭和61年4月に障害基礎年金の創設とともに福祉手当は廃止となったため、その福祉手当制度を再編する形で創設されました。

(2) 支給対象者・支給額について

ア 特別障害者手当

【対象者】

「特別障害者」を対象とします。「特別障害者」とは、20歳以上であって、政令で定める程度の著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者をいいます(特別児童扶養手当等の支給に関する法律(以下「法」という)2条3項)。

具体的には法施行令に基準が示されています。おおまかにいえば、以下のとおり身体障害者手帳2級以上の障害に種々の障害が重複している者です。

- ・身体障害2級(一部を除く。)以上の障害を重複して有する方
- ・身体障害2級(一部を除く。)以上の障害を有する方で、IQ20以下の方又は常時介護が必要な精神障害を有する方
- ・身体障害2級(一部を除く。)以上の障害を有する方又はIQ20以下の方もしくは常時介護が必要な精神障害を有する方で、他に身体障害3級相当の障害を2つ以上有する方
- ・身体障害2級(一部を除く。)以上の障害を有する方又はIQ20以下の方もしくはこれと同程度の障害又は病状を有する方で、日常生活においてほぼ全面介護が必要な方

【支給額】

国制度：月28,840円

県上乘せ分：特に重度な方に、国制度分に加算して手当を支給します。

- ① 身体障害1～2級の障害を有し、IQ35以下の方：月6,850円
- ② 身体障害1級又は2級の障害を有する方又はIQ35以下の方：月1,050円

イ 障害児福祉手当

【対象者】

「重度障害児」を対象とします。「重度障害児」とは、障害児のうち、政令で定める程度の重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者をいいます(法2条2項)。

基準は法施行令に示されていますが、おおまかにいえば、以下のとおりです。

- ・身体障害1級(2級の一部を含む。)程度の障害を有する方
- ・IQ20以下の方
- ・上記と同程度の障害又は病状で、常時介護が必要な方

【支給額】

国制度：月15,690円

県上乘せ分：特に重度な方に、国制度分に加算して手当を支給します。

- ① 身体障害1～2級の障害を有し、IQ35以下の方：月6,900円
- ② 身体障害1級又は2級の障害を有する方又はIQ35以下の方：月1,150円

ウ 経過的福祉手当

【受給者】

昭和 61 年 3 月 31 日において 20 歳以上の、従来の福祉手当の受給者のうち、特別障害者手当と障害基礎年金の受給対象にならない方。

【支給額】

国制度：月 15,690 円

県上乘せ分：特に重度な方に、国制度分に加算して手当を支給します。

① 身体障害 1～2 級の障害を有し、IQ35 以下の方：月 6,900 円

② 身体障害 1 級又は 2 級の障害を有する方又は IQ35 以下の方：月 1,150 円

(3) 支給時期

- ・ 定期払い（前月までの 3 か月分を支給）⇒5 月、8 月、11 月、2 月
- ・ 随時払い（資格喪失に伴う未払い分を支給）⇒毎月

(4) 所得による支給の制限について

一定以上の所得を有する受給者（あるいは扶養義務者・配偶者が一定以上の所得を有する受給者）に対しては、手当の支給の制限を行っています（法 20 条、21 条、26 条の 5、国民年金法等の一部を改正する法律第 97 条 2 項）。基準額以上の所得がある場合には、その年の 8 月から翌年の 7 月まで手当の支給を停止します。

(5) 施設入所等による資格喪失

特別障害者手当等は、在宅の重度障害者を対象に支給するものであるため、特定の施設に入所している場合、資格喪失となります（法 26 条の 2）。

【資格喪失となる例】

- ・ 継続して 3 か月を超えて入院した場合
- ・ 身体障害者福祉法等に規定する施設に入所した場合

(6) 認定事務に当たって

受給資格者として手当の支給を受けようとするときは、その受給資格について都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長の認定を受けなければなりません（法 19 条、26 条の 5）。

【必要書類】

＜申請に必要な書類等＞

- 特別障害者手当認定請求書
- 受給資格者に係る医師の診断書
- 特別障害者手当所得状況届
- 戸籍謄本（抄本）
- 世帯全員の住民票写し（番号法の規定による情報照会により、原則省略可能）
- 受給資格者及び扶養義務者等の所得についての書類

4 在宅重度障害者手当について（根拠：愛知県在宅重度障害者手当支給規則）

(1) 手当の概要

在宅の重度障害者（児）に対し、障害によって生じる特別な負担を軽減するために支給する手当。愛知県独自の制度として昭和 45 年度に創設しました。

(2) 支給対象・支給額

身体障害者、知的障害者で重度の障害がある方を対象とします。

- ・身体障害者手帳 1～2 級で IQ35 以下の方（1 種）：月 15,500 円
- ・身体障害者手帳 1～2 級の方、IQ35 以下の方又は身体障害者手帳 3 級で IQ50 以下の方（2 種）：月 6,750 円

ただし、以下の者は対象となりません。

- ・特別障害者手当等受給者
- ・病院等に継続して 3 か月を超えて入院している者
- ・施設に入所している者
- ・予防接種法の規定による障害年金の受給者
- ・65 歳以上の新規障害者（2 種のみ）

(3) 支給時期

年 3 回（4 か月分支給）⇒4 月、8 月、12 月

(4) 所得制限

特別障害者手当等と同様に所得制限があり、基準額以上になるとその年の 8 月から翌年 7 月までの間、手当の支給が停止となります。

(5) 認定手続き等について

受給資格者として手当の支給を受けようとするときは、その受給資格について、愛知県知事の認定を受けなければなりません。

また、受給資格者からの申請書類は市区町村役場にて受付を行います。

○併給制限について

手当の名称	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1 特別障害者手当		×	×	×	○	○	○	○	○	○
2 障害児福祉手当			×	×	○	○	○	×	×	—
3 経過的福祉手当				×	○	○	○	×	×	×
4 在宅重度障害者手当					○	○	○	○	○	○
5 特別児童扶養手当						○	○	△	△	—
6 児童扶養手当							○	△	△	○
7 遺児手当								×	×	○
8 障害基礎年金									△	×
9 障害厚生年金										×
10 特別障害給付金										

※○は併給可、×は併給不可、△は一部併給不可を表しています。

6 自立支援医療（育成医療・更生医療）について

身体障害者、身体に障害のある児童及び精神障害者の心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療給付を行うことにより、障害の早期治療を促し、発生防止、再発防止又は軽減を図る制度です。

所得制限があります。

（根拠：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（障害者総合支援法））

(1) 種別

ア 育成医療

身体に障害のある18歳未満の児童（筋短縮症患者は、年齢制限なし）であって、そのまま放置すると将来において障害を残すと認められる児童のうち、確実な治療効果が期待できる者に対し、生活能力を得るために医療費を給付する制度です。

イ 更生医療

身体障害者（18歳以上）の障害を軽減し、日常生活能力の回復を目的とする更生医療の給付を行う市町村に対して、費用の一部を負担しています。

●対象となる医療の例

障害区分	原因疾病等	医療内容等
視覚障害	角膜混濁 白内障 網膜はく離 瞳孔閉鎖症	角膜移植術 水晶体摘出術 網膜はく離手術 虹彩切除術
聴覚・平衡機能障害	外耳性難聴 鼓膜穿孔 内耳性難聴	形成術 穿孔閉鎖術 人工内耳手術

障害区分	原因疾病等	医療内容等
音声・言語・そ しゃく機能障 害	口蓋裂 唇顎口蓋裂 外傷性等の発音構語障害 精神性ショック等により生じ た機能性言語障害	口蓋形成術 歯科矯正治療 形成術 薬物療法・心理療法
肢体不自由	麻痺障害 関節拘縮・関節硬直	理学療法・作業療法 関節受動術、関節形成術、人工関節置換 術、義肢装着のための切断端形成術
心臓機能障害	先天性心疾患 心臓弁膜症 後天性心疾患	心房・心室中隔欠損閉鎖術 弁置換術 ペースメーカー埋込み術
腎臓機能障害	慢性腎不全	人工透析療法、腎移植術
小腸機能障害	小腸大量切除 小腸疾患による小腸機能不全	中心静脈栄養法
肝臓機能障害	慢性肝不全	肝臓移植術
免疫機能障害	H I V感染	抗H I V療法、免疫調整療法

※内臓障害（手術により障害の除去又は軽減が見込まれるもので、いわゆる内
科的治療のみのもものは除かれます。）

※臨床症状がなくなり（消退）、永続するようになった障害そのものに対する
給付制度で、疾病を対象とする一般医療は対象外です。

(2) 各事務手続きの流れ

①本人又は保護者から市町村役場に交付申請

＜申請に必要な書類＞

○申請書

○指定医療機関で育成医療又は更生医療を主として担当する医師の意見書

○所得が確認できる書類等

②市町村から中央、西三河、東三河児童障害者相談センターに判定依頼

③中央、西三河、東三河児童障害者相談センターから判定書を交付

④市町村役場が支給決定を行い、申請者に受給者証を交付（受診者ごとに原則1 か所を指定）

⑤県が指定する指定医療機関で受診

⑥指定医療機関から国民健康保険連合会又は社会保険支払基金に請求

⑦国民健康保険連合会又は社会保険支払基金から市町村に請求

※②、③は更生医療のみ

7 心身障害者扶養共済について

障害者を保護している方（保護者）が健康なうちに掛金を拠出し、保護者が死亡したり重度障害となった場合、障害者に年金を支給する制度です。

加入できるのは、次のいずれか該当する方を保護している方で、特別な疾病や障害を有せず、扶養保険契約の対象となることができる 65 歳未満の方です。

①知的障害者

②身体障害者（身体障害者手帳を所持し、その障害程度が 1～3 級の方又は③に該当する方）

③精神又は身体に永続的な障害がある方（統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病等）でその障害程度が①又は②と同程度と認められる方

(1) 根拠

愛知県心身扶養共済制度条例（実施主体は、都道府県、政令都市の全国制度）

※都道府県・指定都市と独立行政法人福祉医療機構と保険約款を結び、機構がとりまとめて保険会社（10 社共同）と一括契約を締結

(2) 掛金

加入時の加入者（保護者）の年齢によって異なります。

- ・一口当たり：月 5,600 円～23,300 円

（H20.4 以降の新規加入は、1 口当たり：月 9,300 円～23,300 円）

- ・二口まで加入可能です。

- ・20 年以上（昭和 61 年 3 月 31 日以前に加入した方については 25 年以上）継続して加入し、加入者が 65 歳に達した場合は、それ以降の最初の加入応答月から以後の掛金が免除されます。

- ・市町村民税非課税世帯等の世帯については、掛金の減免制度があります。

なお、毎年 6 月下旬に県福祉相談センターから掛金免除について依頼がありますので、全ての加入者について掛金免除の対象となるか確認をお願いします。

(3) 支給額

<加入者が死亡又は重度障害>

年金：一口当たり月 20,000 円

<1 年以上加入した後、加入者より先に障害者が死亡した場合>

弔慰金：H20.3 までの加入者一口当たり：30,000 円～150,000 円

H20.4 以降の加入者一口あたり：50,000 円～250,000 円

<5 年以上加入した方が脱退した場合>

脱退一時金：H20.3 までの加入者一口当たり：45,000 円～150,000 円

H20.4 以降の加入者一口あたり：75,000 円～250,000 円

○障害者手帳事務におけるマイナンバーの取扱いについて

障害者手帳情報とマイナンバーの紐付け点検を令和5年度に実施した結果、身体障害者手帳情報において、合計118件の紐付け誤りがありました。

〔紐付け誤りの状況〕

区分	内容	合計
県職員の誤入力	親のマイナンバーを子のマイナンバーとして手帳台帳システムに誤入力	79件
	複数人の申請書類を手帳台帳システムに入力した際に、マイナンバーを誤入力	4件
市町職員の誤記入	申請者本人に代わって申請書類に記入する際、住民基本台帳情報を基本4情報（住所、氏名、生年月日、性別）ではなく、1情報（生年月日、氏名等）で検索し、別人のマイナンバーを申請書類に誤記入	15件
その他	申請者の家族のマイナンバーが誤記入された申請書類を市町の職員が確認せずに受理した	12件
	2017年のマイナンバー一括連携の際に別人のマイナンバーが誤登録されたと考えられるもの等	8件
計		118件

(43市町/49市町村)

なお、療育手帳情報及び精神障害者保健福祉手帳情報に紐付け誤りはありませんでしたが、障害者手帳事務におけるマイナンバーの取扱いについて以下に留意し適切な事務に努めてください。

① 申請者本人よりマイナンバーを取得してください。

令和5年9月の身体障害者福祉法施行規則等の一部改正により、申請書にマイナンバーを記載することが法令上位置づけられましたので、申請時には、申請者に対し申請書類にマイナンバーを記載するよう明確に示し、その上で本人確認を行うことが原則となりました。

② 記載されたマイナンバーが本人のものであることを確認してください。

特に、子の申請時に誤って保護者が自身のマイナンバーを記載するケースがありましたので、保護者が子の申請書を記載する場合は、特にご注意ください。

③ 身体障害者手帳交付申請（申請者が15歳未満の児童の場合）で、申請書に保護者のマイナンバーの記載がある場合は必ず黒塗りで消してください。

今回多数の紐付け誤りとなった県職員の誤入力は、15歳未満の児童の申請書に保護者のマイナンバーが記載されていたことが原因になりますので、保護者のマイナンバーは必ず黒塗りで消した上で、県に進達をお願いします。

マイナンバー取扱事務の詳細については「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」を参考にしてください。

身体障害者手帳交付申請書

年 月 日

〒 _____

ふりがな _____

居住地 _____

ふりがな _____

氏 名 _____

生年月日 _____ 年 月 日生

個人番号 **黒塗り等削除を** _____

電話番号 () - _____

15歳未満の児童との続き柄 _____

15歳未満の児童

ふりがな _____

氏 名 _____

生年月日 _____ 年 月 日生

個人番号 _____

対象者が15歳未満の場合、
保護者のマイナンバーを必ず
削除してください。

愛 知 県 知 事 殿

身体障害者福祉法第15条の規定により身体障害者手帳を交付して下さるよう関係書類を添えて申請します。

(備考)

身体に障害のある15歳未満の児童については、手帳の交付は保護者が代わって申請することになっています。この場合は、児童との続き柄並びに児童の氏名、生年月日及び個人番号を記載することとし、**保護者の個人番号を記載しないでください。**

マイナンバー利用事務における
マイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン
【第1.0版】

令和5年10月5日
デジタル庁

目次

1 本ガイドラインについて	3
2 マイナンバー登録事務について	3
2-1 総論	3
2-2 申請時のマイナンバー取得の原則化について	4
2-3 本人確認の手段	4
2-4 住基ネット照会について	4
2-5 住基ネット照会において複数の者が該当した際の本人を特定する方法	5
3 定期的・体系的な入力誤りの発見（総点検終了後の今後の取組み）	5
4 マイナンバー登録事務における実施体制について	6
5 安全管理措置	6
6 副本登録について	6
7 改定について	6

1 本ガイドラインについて

マイナンバー制度は、国民の利便性向上と行政の効率化を進め、より公平・公正な社会を実現するためのデジタル社会の基盤である。

行政機関等の中で情報提供ネットワークシステムを用いた情報連携を行うことで、児童手当の申請などの手続で住民票の写しや課税証明書等の添付書類が省略可能となり、国民の皆様が各種書類の取得のために市区町村等の窓口へ出向くことや、取得した書類を行政機関等へ提出するといった負担が軽減されている。

今般、マイナンバーカードの普及が急速に進み、マイナポータルなどカードの活用機会が広がった一方、複数の制度において、制度側で管理する制度固有の番号とマイナンバーの間に紐付け誤りがあったことが明らかになった。

マイナンバー制度が、デジタル社会の基盤として有効に機能するためには、マイナンバーがそれぞれの事務で正しく本人情報に紐付けられていることが必要である。各制度において取扱う本人情報が誤って他人のマイナンバーに紐付けられている場合、各制度の事務に支障が生じるのみならず、マイナポータルで本人情報を確認しようとする際、各制度に関する本人情報ではなく、他人の情報が閲覧可能となり、情報の漏えいにつながるおそれがある。新規の登録や変更など、制度が持つ情報は常に変化し続けるものであることから、紐付け誤りが発生しないよう、再発防止の仕組み作りを行う必要がある。

このため、今般のマイナンバーの紐付け誤り事案やマイナンバーの紐付け方法に係る業務実態の調査結果等を踏まえ、マイナンバーと本人情報を正しく紐付ける際の方法などを示した、マイナンバー利用事務においてマイナンバーと基本4情報（氏名・生年月日・性別・住所をいう。以下同じ。）等を紐付ける登録事務（以下「マイナンバー登録事務」という。）に係る横断的なガイドラインを策定することとした。

なお、本ガイドラインは、マイナンバー登録事務の一般的な在り方を示した指針¹である。

2 マイナンバー登録事務について

2-1 総論

マイナンバー登録事務を行う機関（以下「紐付け実施機関」という。）は、行政運営の効率化・手続の簡素化による負担軽減等を目的とした、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「マイナンバー法」という。）の趣旨に則った対応を行う必要がある。

また、基本的に、添付書類の提出等を省略できる手続は、全て情報連携を活用して事務処理を行うことから、情報連携において、情報提供者はその保有する特定個人情報情報を情報照会者に提供する²ため、あらかじめ中間サーバ等に共通指針³に準拠した情報を当該特定個人情報の副本データベースとして登録するためにも、マイナンバーと本人情報を紐付けておく必要がある。

¹ 個別のマイナンバー登録事務における実務の内容を踏まえ、各制度所管省庁が必要と判断されるものについては、必要に応じて、各制度所管省庁より、実務に即したガイドラインや留意事項が作成されるので、そちらをご留意いただきたい。

² 情報提供者又は条例事務関係情報提供者はマイナンバー法第19条第8号又は同条第9号の規定により、特定個人情報の提供を求められた場合において、所要の通知を受けたときは、政令で定めるところにより情報照会者又は条例事務関係情報照会者に対し、当該特定個人情報を提供しなければならない。

³ 情報提供ネットワークシステムにおける特定個人情報データの取扱いに係る共通指針【第4.11版】（デジタルPMOに掲載）

2-2 申請時のマイナンバー取得の原則化について

マイナンバー登録事務においては、各制度の申請（申請行為を前提としない事務であって、マイナンバーの取得を行うものを含む。以下同じ。）時に申請者本人からマイナンバーの提供がない場合、紐付け実施機関側で自ら申請者のマイナンバーを取得することとなり、その際の手作業によって、紐付け誤りが発生しうる。特に、同一の氏名・生年月日・性別を有する個人は少なからず存在し、今般も、紐付け実施機関において、基本4情報による照合が確実に行われなかったために、誤ったマイナンバーの紐付けが行われてしまった。

このため、各制度所管省庁において、各制度の申請時には、申請者にマイナンバーの記載を求める旨を明確化するよう、順次省令改正等を行っている⁴。これを踏まえ、紐付け実施機関においては、住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、各制度の申請時には、紐付け実施機関から申請者にマイナンバーを記載するよう明確に示すなど、本人や代理人から申請時にマイナンバーの提供を受け、その上で本人確認を行うことを原則とする。

2-3 本人確認の手段

本人や代理人からマイナンバーの提供を受ける者は、紐付け誤りやなりすましの防止のため、マイナンバー法第16条に基づき、次の本人確認を行うことが必要である。

- ① 提供されたマイナンバーの真正性の確認（マイナンバーカード、マイナンバーが記載された住民票等による確認）
- ② マイナンバーを提供する者の身元（本人）確認（提供した者はその本人に間違いがないか、マイナンバーカード、写真付身分証明書等による確認）

具体的な提出書類はデジタル庁作成「本人確認の措置」⁵のとおりであり、対面・オンライン、本人・代理人⁶といった各パターンに応じて適切に本人確認を行うこと。

なお、住所情報等を取扱う場合には、DV・虐待等被害者の保護の観点から、本人等であるDV・虐待等被害者の個人情報である避難先の住所等が加害者等に特定されないよう、直接本人に確認するなど十分留意すること。

2-4 住基ネット照会について

2-2のとおり、今後、各制度の申請時には、申請者にマイナンバーの記載等を求めることを原則とするが、本ガイドライン策定前に申請があったもの等、各紐付け実施機関が各申請者のマイナンバーを特定するために、住基ネット照会を行う場合についても、基本4情報又は氏名・生年月日・住所の3情報による照会となるよう、各機関の事務の実態を踏まえた上で、J-LISにおいて住基ネットシステムの改修作業が行われている。

⁴ 条例に基づくマイナンバー利用事務については、申請時には、紐付け実施機関から申請者にマイナンバーの記載を求める旨を明確化する旨の条例改正等を行っていただくことが適当。

⁵ デジタル庁作成「本人確認の措置」【令和4年4月1日以後】

https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/6765da21-5f81-4512-b11d-e310d05b2a58/20220401_policies_mynumber_explanation_faq_01.pdf

⁶ 申請書に、申請者本人のみでなく家族のマイナンバーを記載する場合についても、申請者のマイナンバーと申請者本人の情報の確認に加えて、人為的なミスをより低減させるため、当該家族のマイナンバーと当該家族の情報の確認を行うことも可能となっている。

2-5 住基ネット照会において複数の者が該当した際の本人を特定する方法

制度上、紐付け実施機関が住所を含まない3情報以下しか保有していない場合は、引き続き、住所を含まない3情報以下で住基ネット照会を行うことにより、マイナンバーを取得することが可能だが、複数の者が該当した場合等には、適切に本人を特定することのできる妥当な方法によりマイナンバーを取得する必要がある。

なお、以下の①又は②に該当すれば、適切に本人を特定することのできる妥当な方法と認められると考えられる。

① 追加情報を確認し、本人を特定

【具体例】

- ・ 業務システム側で有している電話番号等を用いて、電話・郵送・訪問等の方法により確認し、本人を特定する。
- ・ 改めて本人にマイナンバーの提供を求め、マイナンバーカード又は通知カード若しくはマイナンバーが記載された住民票により確認する。
- ・ 都道府県等の場合、申請を進達した市町村へ基本4情報等を照会し、本人を特定する。

② 紐付け実施機関の保有する本人情報により確認し、本人を特定

【具体例】

- ・ カナ氏名・生年月日・性別の3情報を用いて住基ネット又は住基システムからマイナンバーを取得しているが、複数の者が該当した場合は、戸籍（附票）調査により判明した漢字氏名及び住所を検索結果と照合し、対象者を特定する。

3 定期的・体系的な入力誤りの発見（総点検終了後の今後の取組み）

「マイナンバー制度及びマイナンバーカードに関する政策パッケージ⁷」に基づき、現在行っている総点検終了後の取組みとして、住基システムと自動連携していない自治体事務について、人為的ミスに対応する観点から、認定の更新など本人の状況を確認する機会などに合わせて、住基ネット照会を実施することにより、定期的かつ体系的に入力誤りを発見し、是正する取組みを行う。

また、住基システムと自動連携している場合であっても、住登外者⁸を対象とした同様の取組みを行う。

紐付け実施機関において紐付け誤りが発覚した場合には、速やかに各制度所管省庁に報告を行うとともに、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第26条若しくは第68条又はマイナンバー法第29条の4で定める報告対象となる事態が生じた場合には、各紐付け実施機関から個人情報保護委員会に報告を行う⁹。

⁷ 「マイナンバー情報総点検本部（第2回）」（令和5年8月8日開催）資料1

⁸ 当該自治体の住民基本台帳に登録されていない方。

⁹ 個人情報保護委員会への報告の対象や手順等については、次のウェブサイトを参照。

- ・ 漏えい等報告（個人情報等）
(<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/leakAction/>)
- ・ 漏えい等報告（マイナンバー）
(<https://www.ppc.go.jp/legal/rouei/>)

4 マイナンバー登録事務における実施体制について

今般のマイナンバーの紐付け誤りの事案においては、紐付け実施機関におけるマイナンバー登録事務において、実施体制が適切に整備されていなかったものもあることから、複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残す等、紐付け実施機関において、マイナンバー登録事務の実施体制を適切に確保すること。

また、マイナンバー登録事務の全部又は一部を委託する場合には、マイナンバー法に基づき紐付け実施機関が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行うこと。

再委託については、マイナンバー登録の「委託を受けた者」は、当該マイナンバー登録事務の委託をした者の許諾を得た場合に限り、再委託をすることができる。その際、紐付け実施機関は、委託するマイナンバー登録事務において取り扱うマイナンバーの適切な安全管理措置が図られることを確認した上で再委託の諾否を判断すること。

5 安全管理措置

マイナンバー登録事務に当たっては、当該事務で使用している業務システム等へのマイナンバーを登録する際などに、漏えい、滅失又は毀損の防止その他のマイナンバーの適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。また、紐付け実施機関において策定した情報セキュリティポリシー等や特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）¹⁰等を遵守し、適切な安全管理措置を講ずること。例えば、紐付け実施機関の個人情報の保護に関する取扱規程等に従い、複数人での確認や上長による最終確認等、人的ミスに関する対策を適正に行うこと。

6 副本登録について

情報連携を行うためには、情報提供者側においてマイナンバーと個人情報の紐付けを行うことが必要であることから、マイナンバーを把握しているにも関わらず、個人情報と紐付けていない場合は、速やかに紐付けを行うこと。また、情報提供ネットワークシステムを用いて、保有する特定個人情報を迅速に情報照会者に提供するため、情報提供者は、あらかじめ中間サーバ等に共通指針や副本登録実施要領¹¹に準拠した情報を当該特定個人情報の副本データベースとして登録しておくこととする。また、情報提供者は、中間サーバ等の副本データベースについて、共通指針や基本ルール¹²を踏まえ、提供する情報の更新周期等に応じて適切な頻度で更新を行う等、情報の正確性を確保することが必要である。

7 改定について

本ガイドラインについては、今後検討することとしているマイナンバー登録事務のデジタル化の進展等を踏まえて、必要に応じて、改定するものとする。

¹⁰ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）【令和5年7月一部改正】
https://www.ppc.go.jp/files/pdf/2307_my_number_guideline_gyousei.pdf

¹¹ 地方公共団体向け情報連携（試行運用）開始以降の副本登録実施要領【第03.70版】（デジタルPMOに掲載）

¹² 正本及び副本登録・更新に係る基本ルール【第1.10版】（デジタルPMOに掲載）
<http://yabure.kokuseki.info/cns/explanatory/material2018-2-1.pdf>（25頁）